

新

令和5年度高知県環境改善事業費補助金交付要綱

第1条 略

第2条 県は、保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所（居宅訪問型保育事業を除く。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ）において、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とし、別に定める実施要領に基づき、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 認可外保育施設におけるICT化推進等事業

(2) 保育環境向上等事業

第3条～第14条 略

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号まで、第12号ウからキまで、第14号及び第15号並びに第9条第2項及び第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有するものとする。

附 則

この要綱は、令和5年11月8日から施行し、同年4月1日から適用する。

旧

令和5年度高知県環境改善事業費補助金交付要綱

第1条 略

第2条 県は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に基づく届出を行っている認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ）において、子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とし、別に定める実施要領に基づき、認可外保育施設におけるICT化推進等事業（以下「補助事業」という。）を実施する県内の認可外保育施設（高知市に所在するものを除く。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

第3条～第14条 略

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第5号から第8号まで、第12号ウからキまで、第14号及び第15号並びに第9条第2項及び第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有するものとする。

新

旧

別表第1 (第3条、第4条関係)

1 事業名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
略				
保育環境向上等事業	市町村(高知市を除く。)	1施設当たり 1,029,000円	保育環境向上等事業を実施するために必要な工事請負費、原材料費、需用費(燃料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料及び賃借料(敷金を除く。) 備品購入費、負担金、補助金及び交付金	3分の2

※ 略

別表第2 (第6条、第11条関係) 略

別表第1 (第3条、第4条関係)

1 事業名	2 補助事業者	3 補助基準額	4 補助対象経費	5 補助率
略				
新規				

※ 略

別表第2 (第6条、第11条関係) 略